

作業代行サービス及びサーバー管理代行サービスの利用に関する規則

GMOホスティング&セキュリティ株式会社

GMOホスティング&セキュリティ株式会社（以下、「当社」という。）が提供する作業代行サービス及びサーバー管理代行サービス（以下、両者を総称して「本件サービス」という。）を利用するお客さまについては、専用サーバーサービス契約約款のほか、この規則で定める内容も、専用サーバーサービス利用契約の内容をなします。本件サービスの申込の前に、必ずこの規則の内容を確認してください。この規則の内容の全部又は一部を承諾しないかたについては、本件サービスの申込及び利用を拒絶しますので、注意してください。

第1条（趣旨）

1. 当社は、専用サーバーサービス契約約款にもとづいて当社が提供する基本サービスを利用しているお客さまが、特に希望する場合に限り、この規則の定めるところに従って本件サービスを提供します。
2. 本件サービスは、専用サーバーサービス契約約款第39条第1項にもとづいて提供するオプションサービスです。

第2条（本件サービスの申込）

1. 本件サービスの申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法と、申込書により申し込む方法の2通りがあります。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、これを当社に提出してください。
4. 作業代行サービス又は次条第2項後段の作業の代行のサービスの申込に際しては、第2項に定めるウェブサイト上の申込フォーム又は前項に定める申込書に当社が行う作業として掲げるものの中から希望するものを選んでください。
5. 本件サービスの申込の前に、必ずこの規則の内容を確認してください。当社は、この規則の内容の全部又は一部を承諾しないかたについては、本件サービスの申込及び利用を拒絶しますので、その場合には第2項に定める申込のための送信の操作又は第3項に定める申込書の提出を行わないでください。

第3条（本件サービスの内容）

1. 作業代行サービスは、前条第4項によりお客さまが選んだ作業を当社がお客さまに代わって行うサービスです。
2. サーバー管理代行サービスは、専用サーバーの管理を当社がお客さまに代わって継続的に行うサービス及び一定の作業をお客さまの必要に応じてその都度当社がお客さまに代わって行うサービスです。
3. 本件サービスの詳細については、当社が別に定めるところによるものとします。

4. 当社は、前3項に掲げる本件サービスの内容を予告なく変更することがあります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第4条 (サーバー管理代行サービスにおける作業代行の申込)

サーバー管理代行サービスを利用するお客さまは、前条第2項後段の作業の代行を必要とするときは、その都度その申込を行うものとします。

第5条 (作業が完了する時期)

1. 当社は、第2条第4項によりお客さまが選んだ作業（以下、単に「作業」という。）の実施にあたり、その全部又は一部が完了することが見込まれる時期の目安をあらかじめお客さまに知らせることがあります。
2. 当社は、前項により当社がお客さまに知らせた時期までに作業の全部又は一部が完了しないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第6条 (作業の結果の検査)

1. 当社は、作業が完了した場合には、その旨を電子メールでお客さまに通知します。
2. お客さまは、前項の通知を受領したときは、遅滞なく作業の結果を検査するものとします。
3. お客さまは、前項の検査により作業に瑕疵があることを発見したときは、直ちにその旨を書面で当社に通知するものとします。
4. 当社は、第1項の通知の後1週間以内にお客さまから前項の通知がないときは、作業に瑕疵はなかったものとして取り扱います。
5. 当社は、作業の瑕疵によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、前項の取扱によってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第7条 (サーバー管理代行サービスを利用するお客さまによるサーバー管理)

1. サーバー管理代行サービスを利用するお客さまは、専用サーバーについて、アプリケーションソフトウェアのインストール及び専用サーバーの管理に属するその他の操作を行うことができません。
2. 前項の規定に関わらず、当社は、別に定めるところによりサーバー管理代行サービスを利用するお客さまから特に申出があった場合には、お客さまが専用サーバーの管理に属する一定の操作（以下、「サーバー管理操作」という。）を行うことを認めることがあります。この場合には、当社は、次条第2項に定める管理者パスワードをお客さまに発行します。
3. お客さまは、前項により当社が認めたサーバー管理操作が完了したときは、その旨を遅滞なく当社に通知するものとします。
4. お客さまは、前項の通知後は、当該サーバー管理操作を行うことができません。
5. 当社は、お客さまが専用サーバーの管理に属する操作を行うことができないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条 (管理者パスワード)

1. 当社は、サーバー管理代行サービスを利用するお客さまに対しては、専用サーバーに管理者として自由にアクセスすることができる権限（root権限）を行使するためのID及びパスワード（以下、両者を総称して「管理者パスワード」という。）を発行しません。
2. 前項の規定に関わらず、当社は、前条第2項にもとづいてお客さまがサーバー管理操作を行うことを認める場合には、別に定めるところによりお客さまに管理者パスワードを発行します。
3. お客さまは、前条第3項の通知後は、前項により当社が発行した管理者パスワードを使用する

ことができません。

第9条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項その他の本件サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
 - (1) 本件サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本件サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本件サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本件サービスの利用契約は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本件サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第10条（免責）

1. 当社は、本件サービスの提供に伴い、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ、プログラムその他の電磁的記録（以下、単に「データ等」という。）の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
 - (1) 専用サーバーに蓄積又は転送されたデータ等が当社のサーバーその他の設備の故障又はその他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
 - (2) お客さま又は第三者が専用サーバーに接続することができず、又は専用サーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) お客さま又は第三者が専用サーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (4) お客さまが注文した電子証明書が発行されず、又はお客さまが注文した電子証明書が発行されるために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (5) 当社がお客さまに行うべき連絡を怠ったこと。
 - (6) 当社がお客さまから預かった書類又はデータ等を紛失したこと。
 - (7) お客さまが本件サービスの利用契約の申込を撤回しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
 - (8) お客さまが本件サービスの利用契約を更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本件サービス自体によりお客さま又は第三者に生じた損害及び本件サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第11条（消費者契約に関する免責の特則）

この規則の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために専用サーバーサービス利用契約の当事者となったお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金としてお客さまが当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 専用サーバーサービス利用契約における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 専用サーバーサービス利用契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（専用サーバーサービス利

用契約が請負契約である場合には、その専用サーバーサービス利用契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。)に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第12条 (この規則と専用サーバーサービス契約約款との関係)

1. この規則で定めるもののほか、本件サービスの利用に関する事項については、専用サーバーサービス契約約款において定めるところによります。
2. 専用サーバーサービス契約約款で特定の意味内容を定めた語は、この規則においてもそれと同一の語義において用いるものとします。

第13条 (改定)

当社は、実施する日を定めてこの規則の内容を改定することがあります。その場合には、この規則の内容は、その実施する日から、その改定の内容に従って変更されるものとします。

付則 (2007年12月10日作定)

この規則は、2007年12月10日に作定し、即日実施します。

付則 (2008年7月8日改定)

この規則は、2008年7月8日に改定し、即日実施します。